

## ● 県議会のしくみ

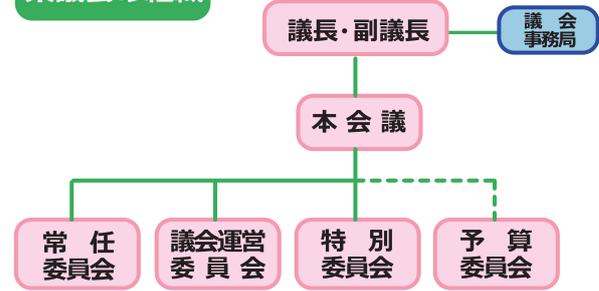
### 議長・副議長

「議長」と「副議長」は、議員の中から選挙で選ばれます。

議長は、会議の運営や秩序維持に当たり、対外的に議会を代表します。

副議長は、議長に事故があるときや議長が欠けたときに、議長に代わり職務を行います。

### 県議会の組織



### 定例会と臨時会

県議会には、「定例会」と必要に応じて開かれる「臨時会」があります。

定例会は年4回（原則として2月、6月、9月、12月）開催され、県政の方針、予算などの県民生活にとって重要な事項について審議します。

臨時会は、特に緊急な事案が生じたときに知事が招集する場合と、議長からの請求または議員定数の4分の1以上の議員から請求があった場合に招集されます。

### 本会議

全議員で構成された会議を「本会議」といいます。

議会に提出された議案などに対する議会として最終的な意思を決定します。

### 委員会

議案等を専門的に審査・調査する機関として「委員会」を設けています。

#### 常任委員会

常設されている委員会で、それぞれの所管に属する事項を審査します。

現在は、条例によって8つの常任委員会が設置されていますが、各議員は少なくとも1つの常任委員になることとされています。

◇総務防災      ◇総合企画水道      ◇健康福祉      ◇環境生活警察  
◇商工労働企業      ◇農林水産      ◇県土整備      ◇文教

#### 議会運営委員会

議会が円滑に運営できるように、会議の進め方などを協議します。

#### 特別委員会

特定の案件を審査するため、議会の議決により設置されます。毎年、決算審査特別委員会が設置されています。

#### 予算委員会

予算に関係する議案審査の一層の充実を図り、横断的かつ多角的に審査するために設置されます。